

○ 青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則（平成二十七年厚生労働省令第百五十五号）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第七條（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一 当該求人者が学校卒業見込者等求人者の申込みをした公共職業安定所、特定地方公共団体（職業安定法第四条第七項に規定する特定地方公共団体をいう。第九條第一号において同じ。）又は職業紹介事業者（同法第四条第八項に規定する職業紹介事業者をいう。第九條第一号において同じ。）前條第二項第三号に掲げる事項</p> <p>二（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（認定の基準）</p> <p>第九條（略）</p> <p>一（略）</p> <p>イ 公共職業安定所、特定地方公共団体若しくは職業紹介事業者への学校卒業見込者等求人者の申込み又は学校卒業見込者等募集を行っていること（通常の労働者として雇い入れることを目的とする場合であつて、学校若しくは専修学校を卒業した者、公</p>	<p>第七條（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一 当該求人者が学校卒業見込者等求人者の申込みをした公共職業安定所又は職業紹介事業者（職業安定法第四条第七項に規定する職業紹介事業者をいう。第九條第一号イにおいて同じ。）前條第二項第三号に掲げる事項</p> <p>二（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（認定の基準）</p> <p>第九條（略）</p> <p>一（略）</p> <p>イ 公共職業安定所若しくは職業紹介事業者への学校卒業見込者等求人者の申込み又は学校卒業見込者等募集を行っていること（通常の労働者として雇い入れることを目的とする場合であつて、学校若しくは専修学校を卒業した者、公共職業能力開発施設</p>

共職業能力開発施設若しくは職業能力開発総合大学校の行う職業訓練を修了した者又は各種学校若しくは外国の教育施設を卒業した者であつて学校若しくは専修学校を卒業した者及び公共職業能力開発施設若しくは職業能力開発総合大学校の行う職業訓練を修了した者に準ずるものが、当該卒業又は修了の日の属する年度の翌年度以降少なくとも三年間応募できるときに限る。）。

ロ 十五歳以上三十五歳未満の青少年（以下この条において「青少年」という。）であることを条件とした公共職業安定所、特定地方公共団体若しくは職業紹介事業者への求人申込み又は青少年であることを条件とした労働者の募集を行っていること（通常の労働者として雇い入れることを目的とする場合であつて、雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第一条の三第一項第三号イからニまでのいずれかに該当するときに限る。）。

二〇五（略）

若しくは職業能力開発総合大学校の行う職業訓練を修了した者又は各種学校若しくは外国の教育施設を卒業した者であつて学校若しくは専修学校を卒業した者及び公共職業能力開発施設若しくは職業能力開発総合大学校の行う職業訓練を修了した者に準ずるものが、当該卒業又は修了の日の属する年度の翌年度以降少なくとも三年間応募できるときに限る。）。

ロ 十五歳以上三十五歳未満の青少年（以下この条において「青少年」という。）であることを条件とした公共職業安定所若しくは職業紹介事業者への求人申込み又は青少年であることを条件とした労働者の募集を行っていること（通常の労働者として雇い入れることを目的とする場合であつて、雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第一条の三第一項第三号イからニまでのいずれかに該当するときに限る。）。

二〇五（略）